

店舗出店・新商品開発される方へ支援します

特集

新たに営業を開始し、それらに伴う雇用の創出等の取り組みを行う事業者に対し、費用の一部を支援いたします。

【交付対象者】

- 町内に住所を有する独立した事業所を営む事業者並びに農業者
- 前号に該当する事業者等によって構成された中小企業団体並びに任意団体及び農業法人
- 事業者は町内に住所を現に有するか、将来住所を有し居住することが確実なもので、新たに事業化を行う個人または団体で町長が認めた者。新規雇用創出支援事業に該当する従業員の住所は、事業者に準ずる
- 3年以上継続して営業を行うことが確実な者
- 町税、使用料等を滞納していない者

【交付の対象となる事業】

- 新商品開発・地域資源販売促進支援事業
機械装置又は、器具備品購入費、リース料、専門的技術人材を6か月以上雇用する場合の人件費
- 店舗新築や空き店舗活用支援事業
(店舗の新築や空き店舗の改装により移転開業し、移転前の店舗が空き店舗となる場合や現在使用している店舗の改修は対象外となります。)
店舗の賃貸料、工事費、備品購入費
- 新規雇用創出支援事業
6か月以上雇用する場合で、既存事業従事者の離職に伴う補充雇用や無給の家族従事者及びアルバイトを除く人件費
- 農家民宿等開設支援事業
民宿を行うための住宅改造修繕及び建築費
- その他前各号の複合事業

【交付金額】

- 交付対象経費の3分の2以内の額
- 交付金の限度額は1件あたり300万円を上限、20万円を下限とします
- 他の補助金等を充当した場合は、その額を減じた額を交付対象経費とする
- 30万円を限度に「きよさと商品券」で交付します

【認定事業者の責務】

- 地域商店街の振興を図るため、商工会等組合の加入に努めること
- 工事及び備品購入は、町内業者を優先して活用するように努めること
- 年度末に事業報告書を提出すること

交付金を活用して店舗出店した事業者



毘和吉
平成23年12月 1日オープン



炉憩
平成24年 3月27日オープン



原田自動車工業清里支店
平成24年 4月 3日オープン